

# 可児市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

【第12版(2022年6月改定)】

2017年度～2030年度

可児市

# 目 次

第1章 計画改定の背景	
1. 1 地球温暖化問題とは	・・・ 1
1. 2 改定の背景	・・・ 1
第2章 計画の基本的事項	
2. 1 計画策定の目的	・・・ 2
2. 2 基準年度・計画期間・目標年度	・・・ 2
2. 3 対象範囲	・・・ 2
2. 4 対象とする温室効果ガス	・・・ 3
第3章 温室効果ガスの排出状況	
3. 1 温室効果ガス排出量の把握	・・・ 4
3. 2 二酸化炭素排出量の現状	・・・ 5
3. 3 施設別二酸化炭素排出量	・・・ 6
3. 4 エネルギー別二酸化炭素排出量	・・・ 6
第4章 温室効果ガス排出量削減目標	
4. 1 排出量の削減目標の設定	・・・ 10
4. 2 取組み方針（可児市版GX）	・・・ 12
第5章 地球温暖化対策への取組み	
5. 1 可児市版GXアクション	・・・ 13
5. 2 進捗管理目標	・・・ 16
第6章 実行計画の推進	
6. 1 推進体制	・・・ 17
6. 2 進行管理	・・・ 18
6. 3 取組結果の公表	・・・ 18

## 【巻末資料】

- ・算定省令に基づく電気事業者の基礎排出係数及び報告命令に基づく電気事業者の調整後排出係数
- ・可児市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂履歴表

## 第1章 計画改定の背景

### 1. 1 地球温暖化問題とは

地球温暖化現象は、人間の活動が活発になるにつれて温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のことです。二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、フロン等が温室効果ガスとされています。

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであるとされています。既に、世界的には平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が確認されており、我が国でも平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

### 1. 2 改定の背景

2015年（平成27年）のCOP21において、2020年（令和2年）以降の、法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。この「パリ協定」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「長期目標の達成に向け、2023年以降5年ごとに世界全体の進捗を確認すること」等が規定されました。

政府は、パリ協定を踏まえ、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で温室効果ガスを26%削減する「地球温暖化対策計画」を策定しました。さらに、2020年（令和2年）10月には、菅内閣総理大臣（当時）が「2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル<sup>2</sup>、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。2021年（令和3年）10月には国の「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度（令和12年度）の削減目標が2013年度比で46%と大きく引き上げられました。また、県も2020年（令和2年）温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指すことを知事が表明しています。

本市は、2001年（平成13年）に「可見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、社会情勢の変化に応じて改定を行いつつ、温室効果ガスの削減に取り組んできました。前述したとおり、脱炭素社会に向けた取組みは加速しており、本市としても国や県が定めた目標に準じて、市全体を対象とした「可見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」とともに、一事業者として、さらに温室効果ガスの削減に向けて取組みを進めていく必要があるため、見直しを行いました。

---

1 2020年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組を定めた協定です。2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21（国際気候変動枠組条約第21回締約国会議）において採択されました。

2 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

## 第2章 計画の基本的事項

### 2. 1 計画策定の目的

本市の事務事業活動を環境に配慮したものとするため、具体的な手段及び推進体制を定め、これに基づき温室効果ガスを削減することにより、効果的な地球温暖化対策を推進することを実行計画の目的とします。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられているものであり、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するとされています。

自ら温室効果ガス排出削減対策に取り組むとともに、可児市民に向けた「率先垂範」活動として市民に地球温暖化対策への取組みを促すことも目的としています。

参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

### 2. 2 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度・計画期間・目標年度を、次のとおりとします。なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

(1) 基準年度 2013年度

(2) 計画期間 2017年度～2030年度

(3) 目標年度 2030年度

### 2. 3 対象範囲

実行計画では、可児市の公共施設における全ての事務事業及び市営住宅を除く全ての施設を対象とします。また、指定管理者制度等により外部委託を実施している事務事業についても、実行計画の主旨に沿った取組みを実践するよう、要請していきます。

## 2. 4 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項には次の7種類が温室効果ガスとして規定されています。このうち、本市の事務事業から発生が考えられるのは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類です。実行計画では、二酸化炭素が本市の温室効果ガス総排出量の99%以上を占めていることから、二酸化炭素を削減対象とします。

対象とする温室効果ガス

種類	対象	主な発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	○	化石燃料の消費、廃棄物の燃焼
メタン(CH <sub>4</sub> )	×	化石燃料の焼却、廃棄物の焼却や埋立て
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	×	化石燃料の燃焼、窒素肥料の使用
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	×	エアコン・冷蔵庫の冷媒
パーフルオロカーボン(PFCs)	×	液晶や半導体製造時のガス
六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	×	変電設備や半導体製造時のガス
三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )	×	液晶や半導体製造時のガス

### 第3章 温室効果ガスの排出状況

#### 3. 1 温室効果ガス排出量の把握

「可児市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、可児市エネルギー管理システム<sup>3</sup>で把握している数値を使用し、温室効果ガス排出量を算定します。

《温室効果ガス排出量の算定式》

$$\text{年間の温室効果ガス排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

\*活動量：電気の使用量、灯油の使用量等、温室効果ガス排出をもたらす活動の規模を示すもの。

\*排出係数：活動量から温室効果ガス排出量を算出する換算値。

---

3 本市独自の環境マネジメントシステムで、各所属が電気使用量、灯油使用量、重油使用量等を記録・管理し、市のPDCAサイクルの一翼を担うものです。

### 3. 2 二酸化炭素排出量の現状

これまで対象とする温室効果ガスを二酸化炭素とし、削減に取り組んできました。本市の事務事業における2013年度（平成25年度）から2020年度（令和2年度）までの二酸化炭素排出量は次のとおりです。2020年度（令和2年度）は5,292,197kg-CO<sub>2</sub>となり、中間目標としていた6,164,771kg-CO<sub>2</sub>は達成となりました。これまで取り組んできたLED照明等高効率機器の導入等により削減に結びついたと考えますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための施設の利用停止や、排出量の多い文化創造センターの改修工事による休館の影響が大きいと考えます。

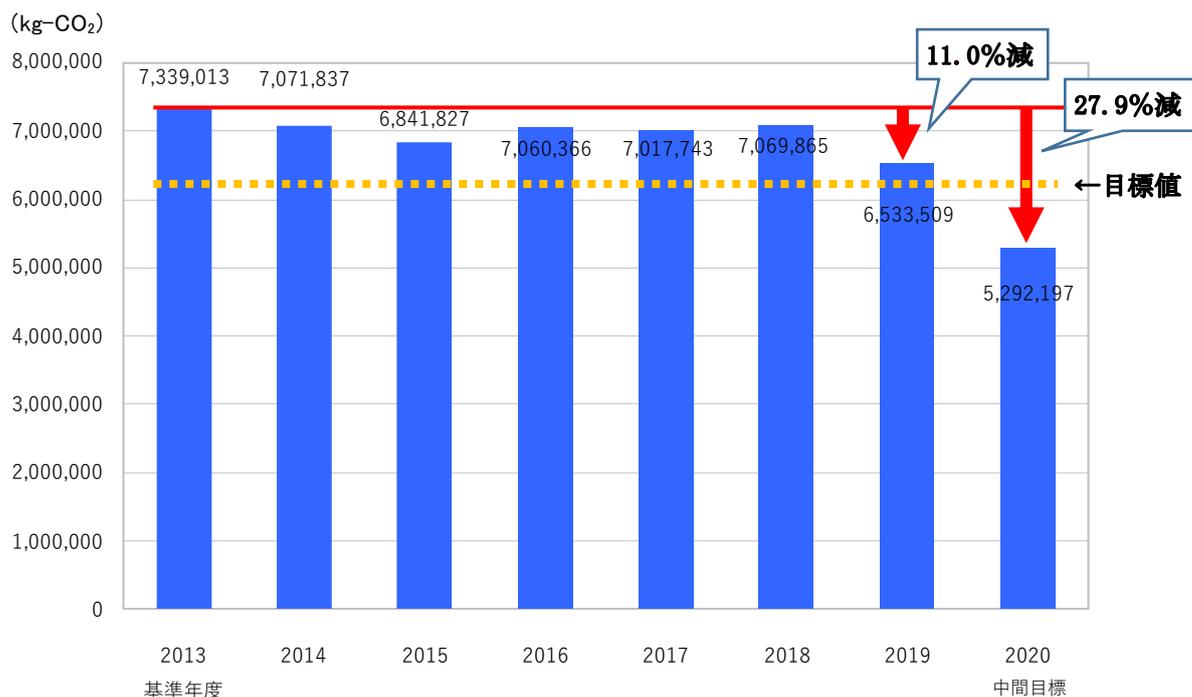


図 3-1 二酸化炭素排出量の推移

※排出量の算定に用いる電気事業者の排出係数を訂正したため、以前の計画の数値とは異なります。

用途	排出源	2013年度 CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	2019年度		2020年度	
			CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	2013年度比 増減率	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	2013年度比 増減率
施設	電力	6,215,693	5,419,165	▲12.8%	4,353,192	▲30.0%
	LPG	131,590	114,026	▲13.3%	101,177	▲23.1%
	都市ガス	114,138	155,669	36.4%	150,006	31.4%
	灯油	675,012	616,984	▲8.6%	528,072	▲21.8%
	A重油	79,376	56,252	▲29.1%	20,647	▲74.0%
公用車	ガソリン	109,875	146,241	33.1%	119,294	8.6%
	軽油	13,328	25,172	88.9%	19,809	48.6%
	LPG	1,613	-	-	-	-
合計		7,339,013	6,533,509	▲11.0%	5,292,197	▲27.9%

表 3-1 二酸化炭素排出量の基準年度との比較

### 3. 3 施設別二酸化炭素排出量

通常の施設の利用状況であった 2019 年度の二酸化炭素排出量を下記に示します。最も排出量の多い施設は、文化創造センターであり、次いで水道施設、庁舎、学校給食センター、子育て健康プラザとなります。これらを含む二酸化炭素排出量が多い上位 20 施設が市全施設の排出量に占める割合は、約 55%でした。

効果的に二酸化炭素排出量を抑制するためには、二酸化炭素排出量が多い施設に対策を実施していく必要があります。

	施設名	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	%		施設名	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	%
1	文化創造センター	1,112,734	15.8	11	帷子地区センター	88,542	1.3
2	水道施設	635,640	9.1	12	蘇南中学校	85,165	1.2
3	庁舎	373,940	5.3	13	可児川苑	76,877	1.1
4	学校給食センター	310,085	4.4	14	総合会館	75,821	1.1
5	子育て健康プラザ	191,823	2.7	15	福祉センター	70,721	1.0
6	矢戸川浄化センター	118,784	1.7	16	中部中学校	68,487	1.0
7	横市川浄化センター	111,422	1.6	17	広見小学校	68,007	1.0
8	広見地区センター	100,343	1.4	18	西可児中学校	67,690	1.0
9	可児市運動公園	94,674	1.3	19	下水道施設	64,865	0.9
10	今渡北小学校	89,469	1.3	20	東明小学校	63,730	0.9
上記 1～10 施設 計		3,138,913	44.7	上記 11～20 施設 計		729,906	10.4

表 3-2 二酸化炭素排出量上位 20 施設 (2019 年度)

### 3. 4 エネルギー別二酸化炭素排出量

エネルギー別二酸化炭素排出量についても、通常の施設の利用状況であった 2019 年度の二酸化炭素排出量をそれぞれ示します。

#### ①電力

電力による二酸化炭素排出量は、多い施設から、文化創造センター (20.8%)、水道施設 (11.9%)、庁舎 (7.0%)、学校給食センター (5.7%)、子育て健康プラザ (3.6%) の順でした。なお、電気使用量の多い上位 10 施設が、2019 年度の電気使用量全体の 58.5%を占めています。

	施設名	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	%		施設名	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	%
1	文化創造センター	1,112,707	20.8	6	矢戸川浄化 センター	118,784	2.2
2	水道施設	635,634	11.9	7	横市川浄化 センター	111,422	2.1
3	庁舎	372,559	7.0	8	広見地区センター	100,340	1.9
4	学校給食センター	307,022	5.7	9	可児市運動公園	94,674	1.8
5	子育て健康プラザ	191,823	3.6	10	今渡北小学校	89,469	1.7

表 3-3 電力による二酸化炭素排出量上位 10 施設 (2019 年度)

## ②LPG

LPGによる二酸化炭素排出量は、多い施設から、今渡地区センター（32.7%）、学校給食センター（22.9%）、文化創造センター（9.5%）、可児川苑（8.4%）、やすらぎ館（6.7%）の順でした。なお、LPG使用量の多い上位10施設における二酸化炭素排出量は、2019年度のLPG使用量全体の93.2%を占めています。

	施設名	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	%
1	今渡地区センター	92	32.7
2	学校給食センター	64	22.9
3	文化創造センター	27	9.5
4	可児川苑	24	8.4
5	やすらぎ館	19	6.7
6	瀬田幼稚園	11	4.0
7	ふれあいの里可児(2020年度末で譲渡)	10	3.5
8	兼山保育園	7	2.4
9	久々利保育園	5	1.6
10	めぐみ保育園	4	1.4

表 3-4 LPGによる二酸化炭素排出量上位10施設（2019年度）

## ③都市ガス

都市ガスによる二酸化炭素排出量は、多い施設から、福祉センター（40.0%）、庁舎（28.1%）、総合会館（15.1%）、桜ヶ丘地区センター（14.1%）、桜ヶ丘児童センター（2.7%）の順でした。なお、都市ガスを使用する施設は全5施設です。

	施設名	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	%
1	福祉センター	379	40.0
2	庁舎	267	28.1
3	総合会館	143	15.1
4	桜ヶ丘地区センター	134	14.1
5	桜ヶ丘児童センター	25	2.7

表 3-5 都市ガスによる施設別二酸化炭素排出量（2019年度）

## ④灯油

灯油による二酸化炭素排出量は、多い施設から、学校給食センター（65.4%）、可児川苑（27.4%）、やすらぎ館（6.1%）、久々利保育園（0.4%）、久々利地区センター（0.2%）の順でした。なお、灯油使用量の多い上位10施設における二酸化炭素排出量は、2019年度の灯油使用量全体の99.9%を占めています。

	施設名	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	%
1	学校給食センター	2,997	65.4
2	可児川苑	1258	27.4
3	やすらぎ館	282	6.1
4	久々利保育園	17	0.4
5	久々利地区センター	11	0.2
6	帷子児童センター	6	0.13
7	消防団車庫第2分団第3部	3	0.06
8	ふれあいの里可児	3	0.06
9	消防団車庫第1分団第2部	2	0.04
10	消防団車庫第3分団第2部	2	0.04

表 3-6 灯油による二酸化炭素排出量上位 10 施設 (2019 年度)

⑤A 重油

A 重油による二酸化炭素排出量は、多い施設から、福寿苑 (98.4%)、水道施設 (1.6%) の順でした。なお、A 重油を使用する施設は全 2 施設です。

	施設名	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	%
1	福寿苑(重油を使用する浴室の利用は 2020 年度末で廃止)	20,430	98.4
2	水道施設	330	1.6

表 3-7 A 重油による施設別二酸化炭素排出量 (2019 年度)

⑥ガソリン

ガソリンによる二酸化炭素排出量は、多い施設から、庁舎 (88.1%)、図書館 (3.2%)、海洋センター (2.5%)、子ども発達支援センターくれよん (1.0%)、郷土歴史館 (0.8%) の順でした。なお、ガソリン使用量の多い上位 10 施設における二酸化炭素排出量は、2019 年度のガソリン使用量の全体の 97.9%を占めています。

	施設名	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	%
1	庁舎	983	88.1
2	図書館	36	3.2
3	海洋センター	28	2.5
4	こども発達支援センター くれよん	12	1.0
5	郷土歴史館	9	0.8
6	兼山地区センター	8	0.7
7	帷子地区センター	5	0.4
8	久々利地区センター	5	0.4
9	川合地区センター	4	0.4
10	桜ヶ丘地区センター	4	0.3

表 3-8 ガソリンによる二酸化炭素排出量上位 10 施設 (2019 年度)

⑦軽油

2019年度における軽油による二酸化炭素排出量は、多い施設から、庁舎（71.1%）、消防団車庫第3分団第2部（5.1%）、消防団車庫第4分団第1部（2.4%）、消防団車庫第1分団第2部（2.1%）、消防団車庫第3分団第3部（2.0%）の順でした。なお、軽油使用量の多い上位10施設における二酸化炭素排出量は、2019年度の軽油使用量の全体の91.2%を占めています。

	施設名	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	%
1	庁舎	129	71.1
2	消防団車庫第3分団第2部	9	5.1
3	消防団車庫第4分団第1部	4	2.4
4	消防団車庫第1分団第2部	4	2.1
5	消防団車庫第3分団第3部	4	2.0
6	消防団車庫第1分団第1部	3	1.9
7	消防団車庫第2分団第1部	3	1.7
8	消防団車庫第3分団第1部	3	1.7
9	消防団車庫第4分団第3部	3	1.6
10	消防団車庫第4分団第4部	3	1.6

表 3-9 軽油による二酸化炭素排出量上位 10 施設 (2019 年度)

## 第4章 温室効果ガス排出量削減目標

### 4.1 排出量の削減目標の設定

2021年（令和3年）、国は「地球温暖化対策計画」を改定し、2050年度（令和32年度）温室効果ガス実質ゼロ目標や、2030年度（令和12年度）に温室効果ガスを2013年（平成25年）から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく、と明記しています。この目標を達成するために、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」のエネルギー起源二酸化炭素排出量は基準年度比で約51%削減する必要があるとされています。また、県においては2013年（平成25年）比70%削減と、国を上回る目標を設定しています。

国や県の意欲的な削減目標を踏まえ、積極的にこれに貢献していくため、本市の事務事業及び施設の使用による二酸化炭素排出量の削減目標については、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で70%削減することを目標とします。目標の実現は容易ではありませんが、改めて職員の二酸化炭素削減への意識を徹底し、施策に着実に取り組み、市民、事業者、他自治体等と連携し、新たな技術等を柔軟に取り入れ、市民の模範として率先して二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいきます。

二酸化炭素削減目標

	削減目標の基準年度	2030年度削減目標
二酸化炭素削減目標	2013年度	基準年度比 70%減

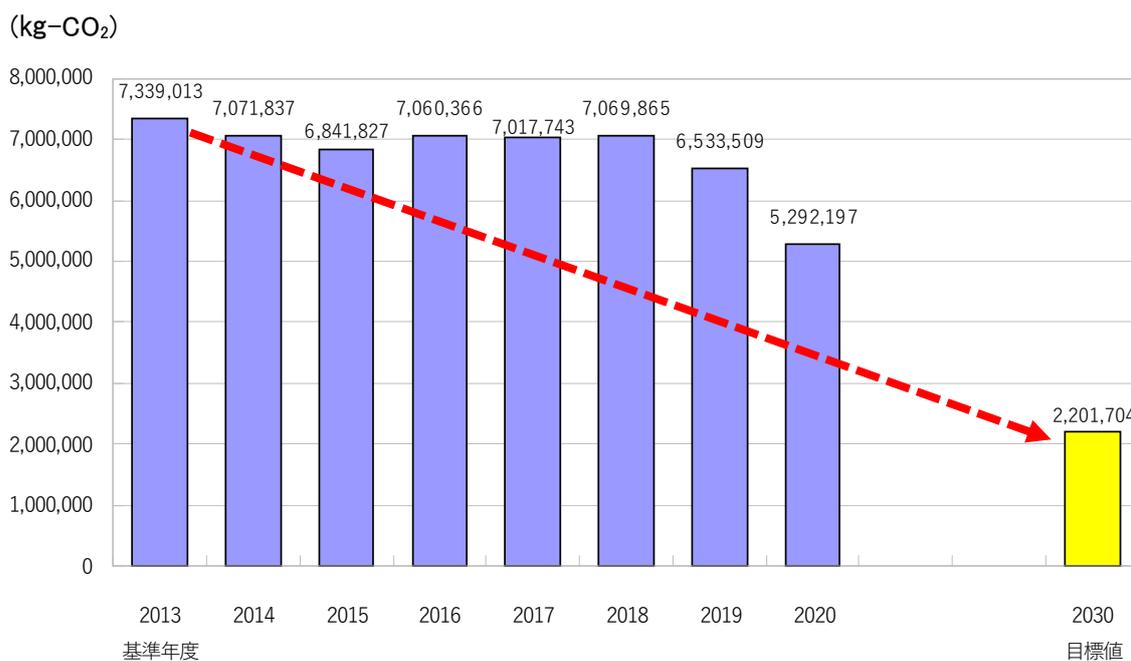


図 4-1 二酸化炭素排出量削減目標

本市の事務事業において、電力を使用することによる二酸化炭素排出量が8割以上を占めています。電力による二酸化炭素排出量をいかに削減するかが大きなポイントとなってきます。

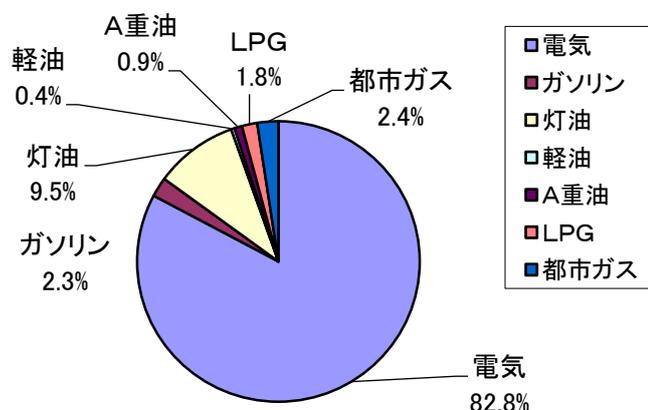


図 4-2 二酸化炭素排出量 構成比 (%) (2019 年度)

二酸化炭素排出量は、電気の使用量に二酸化炭素に換算するための排出係数をかけて算出します。排出係数が小さいほど二酸化炭素排出量は少なくなります。現状では、電気事業者の排出係数は年々小さくなっており排出量減少の一因となっています。また、2015年、電気事業低炭素社会協議会の「低炭素社会実行計画」において2030年度の国全体の排出係数を0.37 kg-CO<sub>2</sub>/kWhにするとしており、これを考慮した上で、以下の3点に重点的に取り組むことにより二酸化炭素排出量の削減につなげます。

**重点取り組み事項**

- ❖ 高効率機器等の導入による省エネルギー化
- ❖ 太陽光発電設備の最大限の導入
- ❖ 再エネ比率の高い電力の導入

その他のエネルギーについては、次世代自動車の導入や設備の更新による環境負荷の低い機器や燃料への転換、無駄な消費を抑えることにより削減します。

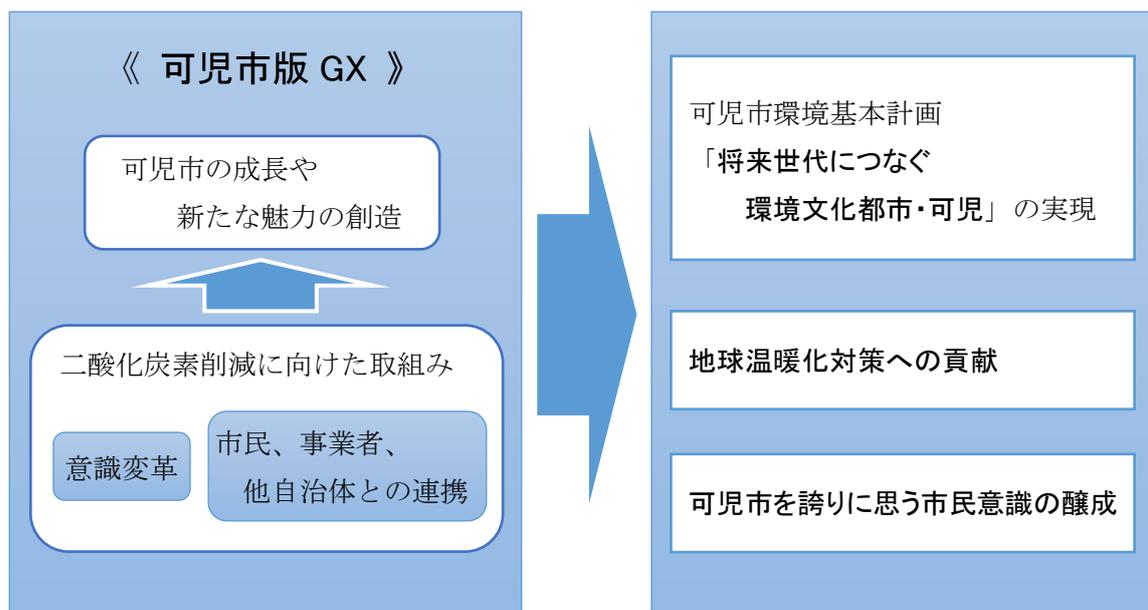
基準年度の排出量と目標達成のための目標値及び削減率

エネルギー	2013 年度 基準年度 (kg-CO <sub>2</sub> )	2030 年度 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	目標削減率
電力	6,215,693	1,429,609	77%
灯油	675,012	772,095	31.4%
A重油	79,376		
LPG	133,203		
都市ガス	114,138		
ガソリン	109,875		
軽油	13,328		
合計	7,339,013	2,201,704	70%

#### 4. 2 取組み方針（可児市版 GX）

経済産業省によると、2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組みを経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けて経済社会システム全体を変革することをGX（グリーントランスフォーメーション）と呼びます。

可児市においては、脱炭素社会の実現のため、本計画に掲げた二酸化炭素排出量削減目標達成に向けた取組みを、可児市の成長や新たな魅力の創造の機会と捉え、職員のみならず、市民、事業者の意識変革も促し、市民、事業者、他自治体と連携して二酸化炭素排出削減に取り組むことを「可児市版 GX」と定義し、取組み方針とします。これにより、可児市環境基本計画の目指すべき環境像「将来世代につなぐ環境文化都市・可児」の実現を目指すとともに、地球規模で求められている地球温暖化対策に貢献します。また、市民が自発的に取り組むことで可児市を誇りに思う市民意識の醸成につながるよう施策を進めていきます。



## 5. 1 可児市版GXアクション

本市では、「可児市版GX」を実現するための取組みを「可児市版GXアクション」と称し、各所属で実施する事業において率先して取組み、脱炭素社会の実現を目指します。

### 可児市版 **GX** アクション

- ① 省エネルギーの推進
- ② 再生可能エネルギーの導入推進
- ③ 省資源の推進
- ④ 公用車の適正使用
- ⑤ 環境に配慮した物品調達及びライフスタイルの推進

### ①省エネルギーの推進

取組み項目	具体的内容
高効率機器等の導入・更新	LED照明の導入
	省エネ性能の高い空調機器・給湯器への更新
	省エネ性能の高いOA機器への更新
	遮熱フィルム、断熱フィルムの導入
公共施設の更新	施設の新築・増築時のZEB <sup>4</sup> の検討（難しい場合は、高効率機器等の導入）
電気使用量の削減	室内温度の目安設定（夏季28℃、冬季20℃）
	冷暖房設備の経済的な運転
	会議室、トイレ、更衣室、給湯室等の未使用時の消灯
	階段、廊下、車庫等の消灯
	昼休み、残業、夜間、休日等は業務に必要な照明を原則消灯
	節電モードの設定、長時間離席時の個人用パソコンの電源オフ
	省エネ機器の導入
	エレベーター使用の自粛
	グリーンカーテンの設置
ノー残業デー（毎週水曜日）の徹底	

4 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル<sup>4</sup>のことで、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物をいいます。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにします。

	ブラインド、カーテンの利用
緑化の推進	公共施設敷地内の緑化推進

## ②再生可能エネルギーの導入推進

取組み項目	具体的内容
再生可能エネルギー設備の導入	市有施設への再生可能エネルギー設備の最大限の導入
	既存太陽光発電設備の適切な維持管理
設備の運用改善	再生可能エネルギー電力の調達推進による、使用電力に対する再生可能エネルギー比率の増加（RE30 <sup>5</sup> 、RE50 を経て RE100 へ）
地域の電力の調達	エネルギーの地産地消及びそこで得られた利益を地域に還元する地域経済循環実現に向けた、地域新電力会社の設立

## ③省資源の推進

取組み項目	具体的内容
水道使用量の削減	水の流しっ放しの自粛
	花の水遣りに雨水を積極的に利用
紙使用量の削減	両面印刷、両面コピーの徹底
	庁内 LAN、電子メール等の活用によるペーパーレス化の推進
	印刷物の作成抑制（冊子の作成の削減、会議資料の簡素化等）
	使用済み封筒の再利用
	古紙配合率の高い用紙の使用
廃棄物の削減	資料を回覧する際は、概要のみを印刷し、電子データを共有
	会議等でのペットボトルの飲料提供の原則禁止（マイボトル持参）
	事業実施における、使い捨てプラスチックの使用及び配布の原則禁止
	廃棄物の分別を徹底しリサイクルを推進

## ④公用車の適正使用

取組み項目	具体的内容
次世代自動車の導入	次世代自動車の導入
燃料使用量の削減	公用車のエコドライブの励行（急発進・急加速の抑制、適切な車間距離確保、アイドリングストップの実施）
	公用車の積載荷物、タイヤ空気圧の随時点検
	近隣移動時の公用自転車利用
	ウェブ会議システムの活用等による自動車利用の抑制・効率化

5 企業が自らの事業の使用電力を 30%、50%、100%再生可能エネルギーで賄うこと。

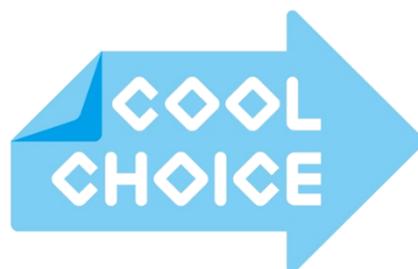
⑤環境に配慮した物品調達及びライフスタイルの推進

取組み項目	具体的内容
グリーン購入	グリーン（エコ商品）購入の徹底
印刷物の環境配慮	外注印刷物で使用するインク等は、環境に配慮したものを指定
環境配慮行動	NO CAR 週間にはマイカー通勤を自粛し、出来る限り乗り合わせや公共交通機関、自転車、徒歩を利用
	クールビズ、ウオームビズの励行
	マイはし、マイカップ、マイボトル等の持参による、使い捨て製品の使用や購入の自粛
	トイレの二度流し等の無駄な使用の自粛

COOL CHOICE（クールチョイス）

国は、2015年（平成27）年7月1日から地球温暖化防止に関する新たな国民運動「COOL CHOICE」を広く国民に呼びかけています。「COOL CHOICE」とは、2030（令和12）年度の温室効果ガスの排出量を、基準年度比で46%削減するという目標達成のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品」「サービス」「行動」等、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

本市においても、国が呼びかける COOL CHOICE に賛同し、職員一人ひとりが積極的に実施します。



未来の  
ために、  
いま選ぼう。

## 5. 2 進捗管理目標

本市の二酸化炭素削減の取組み状況を明確にするため、以下のとおり進捗管理目標を設けます。また、取組みを進めていく中で、二酸化炭素排出量削減に資する新たな進捗管理目標も設定し、二酸化炭素排出量の70%削減を目指します。

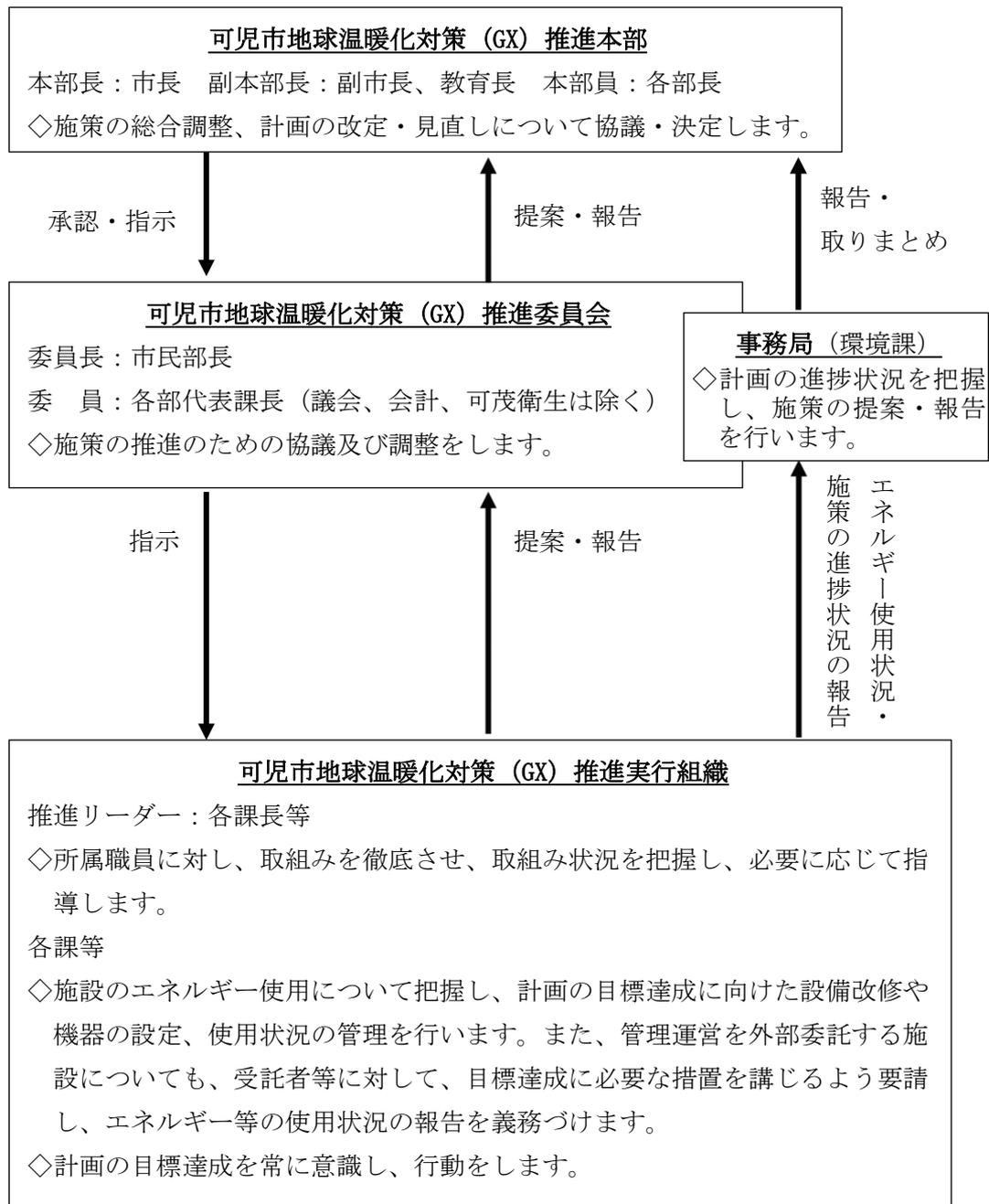
項目	現状（2021年度）	目標（2030年度）
小中学校及び公共施設の照明器具の省エネ化	小中学校 13 校	新たに 30 施設
省エネ性能の高い空調機器への更新	18 施設	新たに 6 施設
公用車として次世代自動車の導入	8 台	新たに 10 台

## 第6章 実行計画の推進

### 6.1 推進体制

#### (1) 組織

実行計画を推進するため、下記の推進体制に従って、全職員が着実に実行計画を推進します。事務局は、環境課が担います。



## 6. 2 進行管理

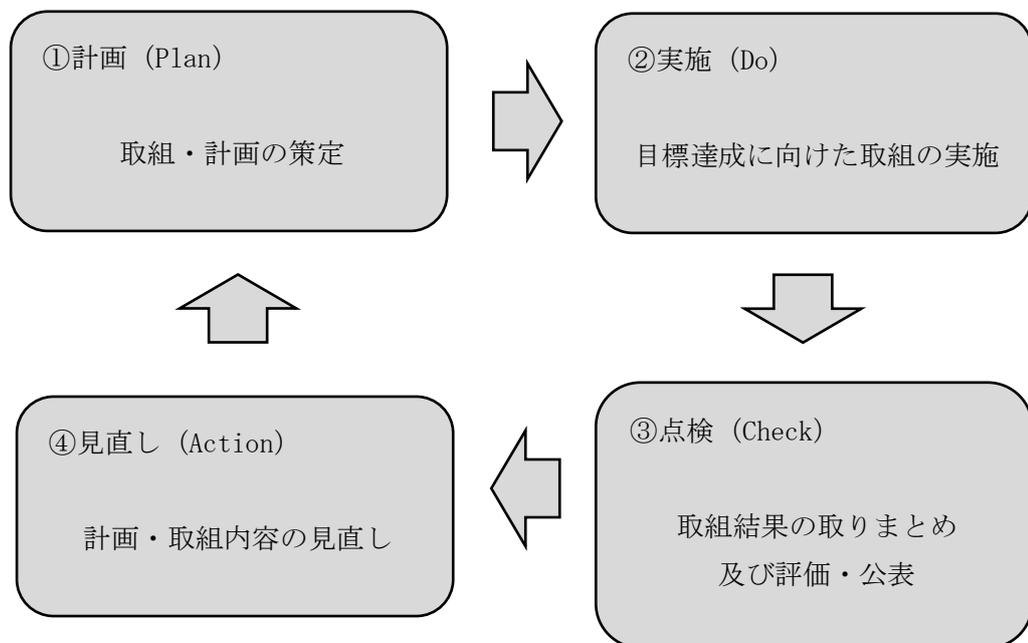
実行計画の進捗管理については、計画（Plan）・実施（Do）・点検（Check）・見直し（Action）のPDCAサイクルを基本として取組みを継続して推進していきます。

削減目標の達成に向けて

- ① 年度ごとの具体的な取組を策定（Plan）
- ② 取組の実施（Do）
- ③ 結果の評価及び点検（Check）
- ④ 必要に応じた計画・取組内容の見直し（Action）

に沿って、計画の進捗管理を行います。

### PDCAサイクル



## 6. 3 取組結果の公表

実行計画の実施に伴う評価・点検の結果は、温室効果ガス排出量、取組項目の進捗状況等について、毎年、ホームページ等により広く公表します。

【参考資料】

算定省令に基づく電気事業者の基礎排出係数及び報告命令に基づく電気事業者の調整後排出係数

事業者名	基礎排出係数		調整後排出係数	
	数値	単位	数値	単位
中部電力株式会社（平成 25 年度）	0.513	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.509	kg-CO <sub>2</sub> /kWh
中部電力株式会社（平成 26 年度）	0.497	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.494	kg-CO <sub>2</sub> /kWh
中部電力株式会社（平成 27 年度）	0.486	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.482	kg-CO <sub>2</sub> /kWh
中部電力株式会社（平成 28 年度）	0.485	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.480	kg-CO <sub>2</sub> /kWh
中部電力株式会社（平成 29 年度）	0.476	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.472	kg-CO <sub>2</sub> /kWh
中部電力ミライズ株式会社 旧：中部電力株式会社（平成 30 年度）	0.457	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.452	kg-CO <sub>2</sub> /kWh
中部電力ミライズ株式会社 （令和元年度）	0.431	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.426	kg-CO <sub>2</sub> /kWh
中部電力ミライズ株式会社 （令和 2 年度）	0.406	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.379	kg-CO <sub>2</sub> /kWh

可児市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂履歴表

	改定・施行日	改定内容	改定理由
第 1 版 初版	平成 13 年 3 月 1 日	地球温暖化対策実行計画策定	
第 2 版	平成 15 年 3 月 1 日	二酸化炭素排出量実績変更	平成 14 年度の二酸化炭素排出量実績を算出
第 3 版	平成 16 年 4 月 1 日	・実行部門表の削除 ・H11 年度実績削除	平成 14 年度実績を基準とすることとした
第 4 版	平成 17 年 3 月 1 日	・二酸化炭素排出量実績変更 ・目標と取組みの変更 ・取組結果公表方法の追加 ・資料編の追加	・H15 年度分二酸化炭素排出量を算出 ・環境マネジメントシステムに目標と取組みを整合 ・ホームページで取組結果の公表を行う ・地球温暖化についての用語資料追加
第 5 版	平成 19 年 4 月 1 日	・二酸化炭素排出量実績変更 ・目標と取組みの変更	環境マネジメントシステムに目標と取組みを整合
第 6 版	平成 20 年 1 月 21 日	・基準年度の変更 ・目的、目標の変更	環境マネジメントシステムの更新に伴う整合
第 7 版	平成 21 年 2 月 12 日	二酸化炭素排出量実績変更	環境マネジメントシステムの更新に伴う整合
第 8 版	平成 23 年 4 月 1 日	全面改定	地球温暖化対策実行計画（区域設策編）策定による

第9版	平成24年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素排出量実績変更</li> <li>・電気事業者の調整後排出係数の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度データの追加</li> <li>・CO<sub>2</sub>の排出量を実状に近づけるため</li> </ul>
第10版	平成26年12月25日	基準年度および目標値の変更	平成23年度より対象施設が増え、以前とのデータ比較が困難となったため
	平成28年3月25日		平成26年度データ追加
	平成29年3月27日		平成27年度データ追加
第11版	平成30年3月22日	全面改定	基準年度及び目標値の設定
	平成31年3月29日		平成29年度データ追加
	令和2年3月9日		平成30年度データ追加
	令和3年3月30日		平成31年度データ追加
第12版	令和4年6月24日	全面改定	国及び県の温室効果ガス削減目標の改定を踏まえ改定